## 前回のまとめ

■ 5つの論点

以下の5つの論点を基本に今後検討を進めていくことを確認

- ①現行の月額制を原則日額制にすべきかどうか
- ②原則日額制とした場合、月額制を認めるとすればどのような場合か
- ③一部の県で採用されている日額・月額併用方式についてはどうか
- ④各委員会で活動状況が異なる中で見直すべき行政委員の範囲はどこまでか
- ⑤日額制とした場合、日額の水準はどうあるべきか

## (参考1)検討の視点

■ 報酬の性格を踏まえた上で、検討する必要があるのではないか。

報酬とは、勤務に対する反対給付(対価)であり、勤務によって提供される役務に 応じた支給がなされるべきである。

- → ・提供される役務の量や質(役務提供の態様)は、各委員会で同じなのか、 異なるのか。
  - ・日額では把握できない(定量的に把握できない)業務や職責を役務の提供として考慮する必要がある場合があるのかどうか。
- → ・役務提供の態様が異なれば、支給方法(月額か日額か)が異なる場合もあるのではないか。
  - ・定量的に把握できない業務や職責を考慮する必要がある場合には、その程度 によっては、支給方法の設定に影響するのではないか。

## (参考2)見直しのパターン

## ■ 他県の見直し事例を参考にした考えられる見直しのパターン

	内容	考え方	課題
案1	すべての委員会を 日額とする (静岡県)	<ul><li>〇勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえた考え方</li><li>〇勤務に対する対価としての報酬の性格を厳重に捉え、提供される役務の量を勤務日数で把握する考え方</li></ul>	<ul><li>・職責や定量的に把握できない 活動をカバーできないのではないか</li><li>・委員会によっては、かなりの 減額となり、人材確保に支障が 生じるおそれがあるのではない か</li></ul>
案2	委員会によって月 額と日額に分ける (今年度見直しを 行った神奈川、鳥 取等8道県を含め、 19都道府県)	<ul><li>〇勤務に対する対価としての報酬の性格を踏まえ、 提供される役務の量や質を委員会ごとに検証し、 月額か日額か区分する考え方</li><li>〇勤務日数のみでなく、重い職責や定量的に把握 できない業務を踏まえて報酬を設定する必要が あるときには月額制とする考え方</li></ul>	・月額と日額との線引きを具体 的にどのようにするか
案3	月額の基礎額を設 定し、活動日数に 応じて日額を加算 する(青森、秋田、 熊本県)	〇勤務に対する対価としての報酬の性格を踏まえ、 職責や定量的に把握できない業務を月額部分で カバーする考え方	